

様式 1 公表されるべき事項

別添

国立大学法人福岡教育大学の役員報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福岡教育大学役員給与規程により、期末特別手当において、学長は、各役員の前職期間における職務実績等に応じ、期末特別手当の額を、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	18,275	12,780	5,173	322 (通勤手当)			
A理事	12,353	8,268	3,788	297 (通勤手当)		2月19日	
B理事	12,168	8,268	3,788	112 (通勤手当)		2月19日	
C理事	12,153	8,268	3,788	97 (通勤手当)		2月19日	
D理事	1,021	1,019	0	2 (通勤手当)	2月20日		

E 理事	千円 1,034	千円 1,019	千円 0	千円 15 (通勤手当)	2月20日		
F 理事	千円 1,039	千円 1,019	千円 0	千円 20 (通勤手当)	2月20日		
A 監事 (非常勤)	千円 1,244	千円 1,200	千円 0	千円 44 (通勤手当)			
B 監事 (非常勤)	千円 1,229	千円 1,200	千円 0	千円 29 (通勤手当)			

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A	千円 2,184	年 2	月 1	2月19日	1	業績勘案率は国立大学法人評価委員会による業績評価等の機関実績及び個人業績を総合的に評価し、決定した。	
理事B	千円	年	月			該当者なし	
理事C	千円	年	月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規程に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項
人件費管理の基本方針

運営費交付金により、人員定数及び調整係数等を勘案した人件費を算出し、その範囲内で執行した。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にして、本学の財政状況等を考慮し、社会一般情勢に適合したものとなるように決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている俸給についての昇給、昇格及び6月、12月に支給する賞与における支給割合の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤奨手当 (査定分)	夏期及び冬期の賞与について、それぞれ6月間の勤務成績によって支給割合を決定し、賞与の増減を行っている。
昇給	1月1日に実施。数段階の昇給区分を設定し、1年間の勤務実績に応じて上位の号俸に昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好であり、かつ国家公務員の給与法を準拠した基準を満たすもので、職務能力が適当と認められる者については、上位の職務の級に昇格させることができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・初任給を中心に若年層に限定して俸給表を改定(指定職俸給表を除く。)
- ・扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額を各1人500円引上げ
- ・平成19年12月期勤奨手当の支給総額を0.05月分引き上げ、査定支給分の割合を拡大した
- ・調整手当の支給率を、一部地域について引上げ(0.5%引上げ)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	358人	45.2歳	7,613千円	5,479千円	119千円	2,134千円
事務・技術	89人	44歳	5,778千円	4,219千円	135千円	1,559千円
教育職種 (大学教員)	176人	47.5歳	8,822千円	6,261千円	114千円	2,561千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	5人	52.5歳	5,308千円	3,878千円	141千円	1,430千円

教育職種(附属義務 教育学校教員)	人 84	歳 41	千円 7,196	千円 5,297	千円 109	千円 1,899
教育職種(外国人教師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 11	歳 54.5	千円 3,602	千円 2,655	千円 89	千円 947
事務・技術	人 11	歳 54.5	千円 3,602	千円 2,655	千円 89	千円 947
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

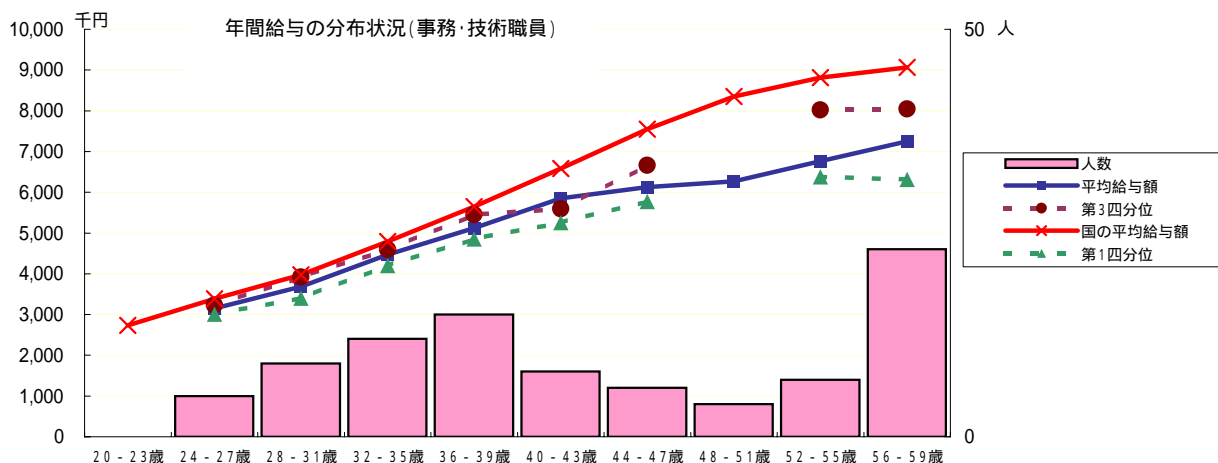
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため表の記載を省略した。

注:常勤職員の教育職員(外国人教師)、その他医療職員(医療技術職員)及びその他医療職員(看護師)については、該当者が2名以下であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員の「技能・労務職種」とは、教務助手、調理師、用務員等である。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))



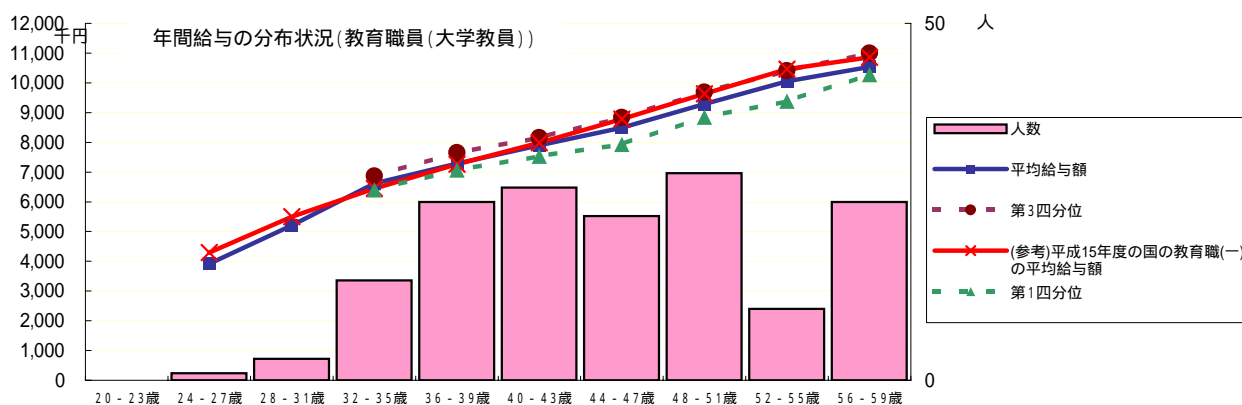
注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。
 年齢48～51歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円		千円	千円	
・局長	1						
・課長	10	55.3	8,021	8,488	8,181	8,488	8,488
・課長補佐	9	56.3	6,435	6,935	6,726	6,935	6,935
・係長	35	46.9	5,454	6,435	5,868	6,435	6,435
・主任	14	35.4	4,300	4,933	4,621	4,933	4,933
・係員	20	33.1	3,231	4,025	3,890	4,025	4,025

注: 「課長」には、課長相当職である「室長」を含み、「課長補佐」には課長補佐相当職である「専門員」を含み、「係長」には係長相当職である「専門職員」を含む。

注: 代表的職位の局長欄については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項について記載していない。



注: 年齢24～27歳の該当者は1人、年齢28～31歳の該当者は3名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	101	52.9	8,944	9,777	10,558
・准教授	66	40.0	7,007	7,403	7,937
・講師	8	43.3	5,400	6,567	6,972
・助教	1				

注: 代表的職位の助教欄については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長	部長	課長
人員 (割合)	89 (%)	人 (%)	人 (%)	1 (1.1%)	人 (%)	3 (3.4%)
年齢(最高 ~最低)		歳 ~	歳 ~	歳 ~	歳 ~	歳 59~52
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 ~	千円 ~	千円 ~	千円 ~	千円 6,158~6,063
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 ~	千円 ~	千円 ~	千円 ~	千円 8,524~8,336

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	人 (9.0%)	8 (9.0%)	14 (15.7%)	41 (46.1%)	12 (13.5%)	10 (11.2%)
年齢(最高 ~最低)		歳 59~40	歳 59~45	歳 59~35	歳 35~29	歳 54~24
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 6,495~4,937	千円 5,234~4,334	千円 5,063~3,005	千円 3,715~2,481	千円 2,978~2,122
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 8,682~6,935	千円 7,330~6,157	千円 7,002~4,205	千円 4,933~3,399	千円 3,980~2,928

注: 8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	新助手
人員 (割合)	176 (%)	101 (57.4%)	64 (36.4%)	10 (5.7%)	1 (0.6%)	0 (%)

年齢(最高 ~最低)		歳 62 ~ 40	歳 57 ~ 33	歳 61 ~ 30	歳 ~	歳 ~
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 8,553 ~ 5,311	千円 6,181 ~ 4,412	千円 5,790 ~ 3,648	千円 ~	千円 ~
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 11,683 ~ 7,535	千円 8,753 ~ 6,119	千円 8,200 ~ 5,128	千円 ~	千円 ~

注：2級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 65.2	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 34.8	% 35.6
	最高～最低	% 46.9 ~ 32.5	% 43.1 ~ 31.1	% 44.9 ~ 32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 67.1	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 32.9	% 33.6
	最高～最低	% 37.2 ~ 31.4	% 35.5 ~ 30.0	% 36.3 ~ 30.7

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 68.4	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 31.6	% 33.2
	最高～最低	% 37.2 ~ 32.6	% 32.2 ~ 31.1	% 34.6 ~ 31.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 32.6	% 33.3
	最高～最低	% 37.2 ~ 31.9	% 35.5 ~ 30.4	% 36.3 ~ 31.1

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
 対他の国立大学法人等

84.2
96.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.2	
	参考	地域勘案 89.7
		学歴勘案 83.3
		地域・学歴勘案 89.2
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合: 69.4% 国からの財政支出額: 4,612百万円 支出予算の総額: 6,644百万円 (平成19年度予算) 【検証結果】 当法人においては、国の給与水準を保っており、適正なものと判断した。	
	講ずる措置	給与水準の決定に際し、今後も国家公務員の給与水準を参考にして、本学の財政状況等を考慮し、社会一般情勢に適合したものとるように決定する。

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

97.8

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,333,023	千円 3,410,601	千円 (%) 77,578 (2.3)	千円 (%) 191,033 (5.4)
退職手当支給額 (B)	千円 357,105	千円 563,256	千円 (%) 206,151 (36.6)	千円 (%) 149,329 (29.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 260,442	千円 261,972	千円 (%) 1,530 (0.6)	千円 (%) 7,118 (2.8)
福利厚生費 (D)	千円 422,303	千円 451,030	千円 (%) 28,727 (6.4)	千円 (%) 27,827 (6.2)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 4,372,875	千円 4,686,861	千円 (%) 313,986 (6.7)	千円 (%) 361,071 (7.6)

注:「非常勤役職員」においては、人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」は、人件費削減の取組として常勤の職員について人員削減を行ったため対前年比2.3%の減少となった。「最広義人件費」は対前年比6.7%の減少となったが、この主な要因は、退職者が前年に比べ減少したこと等により約2億円減額となったことによるものである。

・「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組みについて

中期目標:「行政改革の重要方針」(平成17年度12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画:総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,564,799	3,410,601	3,333,023
人件費削減率 (%)		4.3	6.5
人件費削減率(補正值) (%)		4.3	7.2

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は0%、0.7%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし